

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
5月15日
(火曜日)

目次

- 告示
指定代理納付者の指定(山口ゆめ花博推進室)……………
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………
- 公告
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………



山口県告示第九十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成三十年五月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
株式会社やまぎんカード 下関市細江町二丁目二番一号
- 三井住友カード株式会社 大阪市中央区今橋四丁目五番一五号
- 二 指定代理納付者に納付させる歳入
山口ゆめ花博応援ふるさと納税(インターネットを利用して納付されるものに限る。)
- 三 指定の期間
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間

山口県告示第九十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年五月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	療 科	所 在 地	指 定 年 月 日
しおみ循環器内科		山口市下堅小路六五の一	平成三〇、四、一
じんこどもクリニク		岩国市南岩国町二丁目三〇番九号	〃
つつい外科クリニック		〃 錦町広瀬一〇七四の五	〃
ほたる薬局		山口市下堅小路六五の一	〃
へき中央薬局		長門市日置中二四八八の四	〃



(二〇八) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成三十年五月十五日から同年九月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年五月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 (仮称) 宇部空港前複合店舗
所在地 宇部市岬町三丁目一五二の二
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社丸喜 山陽小野田市大字西高泊六八〇の七 木谷 宏治

NECキャピタルン 東京都港区港南二丁目一五番三号 今関 智雄
 リュウシオン株式会社

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社丸喜	山陽小野田市大字西高泊六八〇の七	木谷 宏治
株式会社セリア	岐阜県大垣市外測二丁目三八	河合 映治
株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー 西日本	広島市西区井口明神二丁目一番一〇号	村上 正一

四 大規模小売店舗の新設をする日
 平成三十年十二月二十六日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 二、二九六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (一) 駐車場の収容台数
 八五台

(二) 駐輪場の収容台数
 二五台

(三) 荷さばき施設の面積
 八一平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量
 二二立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 氏 名 又 は 名 称 開店時刻 閉店時刻

株式会社丸喜 午前九時 午後九時

株式会社セリア 〃 〃

株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマ
 シー西日本 〃 〃

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前八時三十分から午後九時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

八 午前零時から午後十二時まで
 届出年月日
 平成三十年四月二十五日